

第5次伊賀市男女共同参画基本計画策定方針

1. 伊賀市男女共同参画基本計画について

国において、男女共同参画社会の実現は、21世紀を活力ある社会にするための最重要課題として位置付けられています。

「伊賀市男女共同参画基本計画」は男女共同参画社会基本法第14条第3項において策定努力義務とされている市町村男女共同参画基本計画であり、「伊賀市総合計画」を具体化するための分野別計画として位置づけられています。さらに、人権、保健、福祉、医療、環境、まちづくりに関する計画等に関連し、それらを男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たしています。

男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に沿いながら、市が市民、事業者等と協働で男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、男女共同参画基本計画を2006（平成18）年に、第2次計画を2011（平成23）年、第3次計画を2016（平成28年）、第4次計画を2021（令和3年）に策定しました。

男女が互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野にともに参画して、喜びも責任も分かち合い、だれもが輝く男女共同参画社会の実現を目指し、2026（令和8）年度から5年間の第5次計画の策定が必要です。

2. 策定方針

(1) この計画は2021（令和3年）年3月に策定した「第4次伊賀市男女共同参画基本計画」を基本としつつ、男女共同参画社会形成をめぐる国・県の動きや、社会経済情勢の変化、また、これまで実施してきた施策の評価と検証を踏まえ、計画の実行性を一層高めるため、第5次計画を策定します。

(2) 2024（令和6）年11月に実施した「男女共同参画に関する意識調査」結果を計画に反映させます。

(3) この計画の策定過程において、中間案ではパブリックコメントを実施し、市民ニーズに即した計画を目指します。

3. 計画期間

この計画の期間は、2026（令和8）年度～2031（令和13）年度までの5年間とします。

4. 策定スケジュール（別紙1参照）

この計画は、2025（令和7）年度中に策定するものとし、そのスケジュール（予定）は、別紙1のとおりとします。

5. 計画策定の体制（別紙2参照）

（1）審議機関

公共団体等の代表者、公募委員、有識者等で構成する「伊賀市男女共同参画審議会」に対し、計画案について市長が諮問し、審議のうえ、答申を受けることとします。

（2）市民参加

市民の皆さんからの幅広い意見や提案を反映させるため、パブリックコメントを実施し、計画案全般にわたって市民参加に努めます。

（3）庁内体制

庁内関係課を代表する職員で構成する「伊賀市男女共同参画推進会議」において、計画の素案を取りまとめ、伊賀市男女共同参画審議会に提出します。

第5次伊賀市男女共同参画基本計画策定スケジュール

	令和7年												令和8年		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画の作成	計画策定方針決定		計画の骨子・計画素案策定					計画中間案作成							
市民参加							ネットワーク 会議会員 意見交換会 ○				パブリックコメント(中間案) 広報 HP ケー ブルTV周知 ○				
議員全員協議会										中間案説明 ○				最終案説明 ○	
男女共同参画審議会		意識調査報 告・スケ ジュール 策 定方針 策定 体制 ○					諮問 骨子・ 中間案素案 検討 ○		中間案 検討 ○			パブリック後 最終案 答申 ○			
庁内検討体制															
男女共同参画 推進会議 (行政内検討 委員会)		意識調査報 告・スケ ジュール 策 定方針 策定 体制 ○					骨子・ 中間案素案 検討 ○		中間案 検討 ○			パブリック後 最終案 ○			
総合政策会議										○			○		

第 5 次伊賀市男女共同参画基本計画策定体制

